別表第五　南極哺乳類等の捕獲等の区分、目的及び条件（第十一条関係）

区分	目的	条件
一　次の各号に掲げる行為	一・二　（略）	一　（略）
イ　南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は南極鳥類の卵の採取若しくは損傷	三　南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは南極鳥類の卵の採取以外を目的とする科学的調査若しくは教育資料の収集又は科学的調査若しくは教育資料の収集の支援の用に供する常設の建築物の建築に伴いする南極哺乳類若しくは南極鳥類（その卵を含む。）の保護	二　南極哺乳類若しくは南極鳥類の殺傷又は南極鳥類の卵の損傷をする場合にあっては、殺傷若しくは損傷する個体（卵を含む。この号において同じ。）の数が少数であり、かつ、他に確認を受けた採捕、殺傷若しくは損傷（議定書の締約国たる外国の法令であってこの法律に相当するものの規定により当該締約国において許可その他の行政処分を受けてするもの及び当該処分を受けることを要しないとされているものを含む。）との累積により当該殺傷若しくは損傷する個体の生息地における当該個体の数が次の繁殖期を経た後において著しく減少することのないこと。
ロ　（略）		三　（略）
二　（略）	（略）	（略）

別表第六　南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～七十一南極特別保護地区	（略）
第七十二南極特別保護地区	一～三　（略） 四　原則として、航空機は、別記の地図上に示された区域の直上空域であって、地表から高度百メートル以下の空域を飛行しないこと。 五～十二　（略）
第七十三～七十五南極特別保護地区	（略）

別表第五　南極哺乳類等の捕獲等の区分、目的及び条件（第十一条関係）

区分	目的	条件
一　次の各号に掲げる行為	一・二　（略）	一　（略）
イ　南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は南極鳥類の卵の採取若しくは損傷	三　南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは南極鳥類の卵の採取以外を目的とする科学的調査若しくは教育資料の収集又は科学的調査若しくは教育資料の収集の支援の用に供する常設の建築物の建築に伴いする南極哺乳類若しくは南極鳥類（その卵を含む。）の保護	二　南極哺乳類若しくは南極鳥類の殺傷又は南極鳥類の卵の損傷をする場合にあっては、殺傷若しくは損傷する個体（卵を含む。この号において同じ。）の数が少数であり、かつ、他に確認を受けた採捕、殺傷若しくは損傷（議定書の締約国たる外国の法令であってこの法律に相当するものの規定により当該締約国において許可その他の行政処分を受けてするもの及び当該処分を受けることを要しないとされているものを含む。）との累積により当該殺傷若しくは損傷する個体の生息地における当該個体の数が次の繁殖期を経た後において著しく減少することのないこと。
ロ　（略）		三　（略）
二　（略）	（略）	（略）

別表第六　南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～七十一南極特別保護地区	（略）
第七十二南極特別保護地区	一～三　（略） （新設） 四～十一　（略）
第七十三～七十五南極特別保護地区	（略）